

春選管告示第 27 号

地方自治法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第11項、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定における選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年4月11日

春日部市選挙管理委員会委員長 濱野 高広

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項の規定における選挙権を有する者の総数の50分の1の数

3, 898 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項の規定における選挙権を有する者の総数の6分の1の数

32, 479 人

- 3 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

64, 957 人